

海外農林業情報 No.1

ごあいさつ

大変な災禍に見舞われた 2011 年から、復興の年 2012 年へと年が改まり、皆様におかれましても、さまざまな目標を胸に新年を迎えられたことと拝察致します。当協会も今年から、新たな会員サービスとして、ミニ情報を発信することと致しました。

本情報では、海外の農業を中心とした貿易政策の動きや農林業の最近の情報をご提供できればと考えています。まずは、第1回として TPP にスポットを当て、日本の参加をめぐる米国内での動きをまとめてみました。なお、参考までに、当協会の『国際農林業協力』（第34巻 第2号）に掲載しました東顧問の「TPP と開発途上国」から最近の TPP の動きを外挿して添付いたします。

1. 日本の交渉参加について

新たな国を TPP 参加国と承認するためには、米国政府（USTR）は 90 日前に議会にはかる必要があるとされています。USTR は、日本、カナダ、メキシコからの参加協議要請を受け、1月13日までに米国内からのパブリックコメントを求めています。これを受けて、それぞれの国と協議し、それらを取りまとめて議会に承認を求めることとしています。したがって議会にはかる時期は3月頃と予想され、そこから承認を受けるのに90日とすると、新しい国が参加できるのは、6月ではないかといわれています。

この日本の交渉参加の時期について、米国内の意見は分かれています。早い交渉参加を望まない意見には、これまでの参加国だけで TPP の土台をあらかじめ作り、それに日本を含めた交渉参加の意思を持つ国が乗るか否かとしたほうが良いというものがあります。これは、米国の産業界を中心に、日本が参加した場合はアンチダンピング・ルールの問題が出されるのではないかと、また、米国が進めようとしている種々のルール作りにブレーキをかけてくるのではないかと恐れがあり、交渉に時間がかかることを懸念したものです。その一方で、政府部内を中心に、GDP 第3位の日本が参加することは、TPP の位置づけを高くし、より有効性が期待されることから、時間がかかっても交渉の早い段階から参加させるべきであるという意見があります。

この状況下で、12月14日に米国下院 The Ways and Means Committee（歳入委員会）の Trade subcommittee（貿易小委員会）で TPP 問題のヒアリング（公聴会）が行われました。公聴会では日本を含めた TPP 新規参加希望国についてそれぞれの問題事項が指摘され、全課題を議論のテーブルに載せるべきだとしつつも、具体的な指摘にまでは踏み込まれませんでした。

米国にとっての日本の TPP 参加条件は、「日本が TPP の基準に適合できるか」と「米国が問題視している懸案の貿易課題をクリアできるか」となるとされています。ここで言う米国の課題とは、①牛肉、②自動車、③保険の3つとされています。牛肉について

は、現在、日本側に生後 20 ヶ月以下の牛のみの輸入を（撤廃ではなく）30 ヶ月に変更しようという動きがあり、米国の牛肉業界としてはこれを TPP の参加条件にからめたくないという意見もあるようです。自動車については、そもそも日本車の米国内での競争条件を良くしたくないとの意図があり、日本市場の外国車の輸入割合が少ないことを問題とし、韓国との FTA と同様に米国車の日本国内販売台数を約束させるとの考えもあるとのこと。また、保険については、郵政民営化の後退との関係で、簡易保険を問題としているようです。

2. 米国農業団体の動きについて

米国の自動車業界が日本の TPP 参加に反対の意向を示しているのに対し、最近、63 の農業団体が共同で、カーク USTR 代表に対し日本の TPP 参加歓迎のレター（注）を提出しています。

農業団体の中でも、酪農団体はニュージーランドとの競争関係を懸念して、そもそも TPP に反対を表明しており、大豆団体も、日本の畜産飼料の需要減退を懸念しています。その他にも、日本との貿易関係が良好なこともあって、あまりことを荒立てたくないと考える団体もあり、団体間には温度差があるようです。このため、このレターは、具体的な品目に言及しておらず、またすべての品目という言及も避け、comprehensive という表現を用いています。これは今後の交渉において、デリケートかつ流動的な課題に対処するためと考えられます。ちなみに、comprehensive の表現は米韓 FTA でも使われております。

なお、上述の米下院貿易小委員会公聴会では、カリフォルニア選出の共和党議員がコメをどのように扱うかについて質問をしていますが、USTR 次席代表のマランティス大使はパブリックコメントの取りまとめの中で対応したいとして、具体的な方向性には言及していません。

注) 参考リンク：該当記事 [Ag, Food Orgs Urge USDA, USTR to Include Japan in TPP Talks \(National Association of Wheat Growers\)](#) と、[農業団体のレター](#)（英文）

（文責：西野 俊一郎）

本情報のメール配信をご希望の方は、件名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空（から）メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしております。 E-mail アドレス：desk@jaicaf.or.jp メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後 2 週間以内に届かない場合は、お手数ですが 03-5772-7880（担当：西野・森）までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10-39 赤坂 KSA ビル 3 階

論説



TPP と開発途上国

東 久 雄

日本国内において TPP (Trans-Pacific Partnership) 協定は、もっぱら農業との関係で議論される傾向が強いが、もう少し視点を広げてグローバルな貿易体制との関連で見ても必要があるのではないだろうか。

現在の一般的な国際貿易ルールは WTO (World Trade Organization) 協定であり、FTA (Free Trade Area) ないし RTA (Regional Trade Area) はこの中で位置付けられている。すなわち、WTO 協定の「もの」と「サービス」の協定において自由貿易地域 (FTA) の規定を設け、さらにそのための中間協定を妨げないとしている。それも完全な自由ではなく、10%まで対象外とする例外が認められ、中間協定は 10 年程度とすることが認められている。そして、ほとんどの FTA はこのルールを踏まえ、WTO に通報されている (参考参照)。この意味で FTA は、グローバル化を補完するものとして捕らえられるが、この FTA ないし RTA の動きは、政治的な配慮から地域主義、ブロック主義に傾斜して行く可能性があり、当事者は世界貿易体制への影響を十分考慮すべきであると考え。特に FTA で開発途上国に圧力をかけ、先進国が自国のための市場拡大を図ろうとする動きは慎まれるべきであろう。

TPP はこの FTA の一種で、それを 2 国間ではなく地域に広げたもので、RTA の性格を有するものである。現在の TPP は通称「P4」と称せられ、2006 年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ間で締結されており、「もの」の関税に関しては原則として即時または段階的に撤廃するとともに、サービス貿易、人の移動の自由化を進め、さらに政府調達、競争政策、知的財産権等の政策を統一するという包括的な協定となっている。また、この協定は APEC (アジア太平洋経済協力) 加盟国に参加が開放されているものであったが、協定が現在の WTO 協定以上に相当の貿易自由化を求めるものであるため、それぞれの利害を調整することの困難さが意識され、あまり他の APEC 諸国の関心を引くものではなかった。

これに対し、米国がオーストラリア、ペルーを誘って加入を表明し、一挙に注目を浴びることとなった。米国は、関税・サービス等現在の P4 に加えて投資、環境、労働問題も含む広範な分野に関して交渉することを求め、P4 の性質を大幅に変える抜本的な交渉を行うことが確認された。この、「船に乗り遅れまい」としてベトナム、マレーシアが参加を表明し、現在は 9 ヶ国によって交渉が行われている。交渉参加中の 9 ヶ国の中では米国が突出した立場にあり、それにオーストラリア、ニュージーランドが追従するような動

AZUMA Hisao: Trans-Pacific Partnership (TPP) and Developing Countries

きとなり、米国のペースで交渉が進んでいるようである。

「もの」の交渉では、現在の4カ国のTPPではすべての「もの」の関税を“0”とすることとしているが、米国は個別国との既存のFTAを変更する意向はなく、まだFTAのない参加国とのみFTAを交渉し、それぞれの国同士のFTAを束ねる方式を提唱しており、現在はとりあえずその方向を採りつつ、すべての国に共通のものとするか否かは、今後の検討事項としている。

米国の個別FTAは、議会の掣肘を受けて米国国内業界の意向を反映し、相当の例外を含んですべての「もの」の関税を“0”とするものとはなっていない。さらに米国は、繊維業界の意向を受け、一部のFTAにおいて、布の原産国が当該国でないものは低率関税の対象としないとの原産地規則の例外を設けており、ベトナム、マレーシア等とのFTA交渉でも同じ条項を求めているとされている。さらには原産地規則協定自体の中にこれに類した規定を入れることも目指しかねない状況である。これは分業化されつつあるアジア経済圏を分断することにつながりかねない。例えば東南アジア各国の縫製業は、ほとんど中国産の布を使用しているが、これがTPP関税の適用外となりかねない。電気製品でも原産国規則いかんでは、その部品生産国がTPP加入国でない場合（韓国が不参加の意向を示している）に問題となろう。

「サービス」分野に関しても、現在のWTOで開発途上国に認められているような例外は認めず、すべて共通した自由化を求めて行く状況で、特に開発途上国の金融サービスに大きな制約がかかる可能性がある。他方、米国は人の移動に関して、自国の移民法規を

変更する意向はないようである。

さらに、種々の貿易関連規則に関しても、WTO以上のものを求め、また途上国としての例外を認めない方向になりつつある。特許等知的所有権に関しては、WTO以上の保護期間を求め、また、強制するための罰則を求める一方、自国産業のために試験データの公表期限を拡大しようとしている。投資に関しては、自由化と併せて企業が投資先国政府を相手に直接訴訟を提起できることを求めているようである。また、政府調達に関しては、その対象事業の金額の大幅引き下げを求め、地方公共団体、政府関連企業をも対象とすることを一般原則にしようとしているようである。これは自国企業優先が主流の開発途上国には厳しいこととなる。マレーシアのマレー優先主義（ブミプトラ政策）、多数の国営企業を有するベトナムの対応が注目される。SPS（検疫・衛生規則）に関しても、米国の提案は「科学的根拠」、「予防原則の排除」等であるが、これの適用に関し、厳しい対応を求める意向であると伝えられている。これはGMO（遺伝子組み換え作物）の表示、食品安全基準に影響を与えかねない。

さらに米国は、現在のWTO協定にはない労働、環境に関する規則を提案する構えであり、また、国家企業の行動規制を求める構えである。労働に関しては、ILOの重要規則の遵守を中心としたものようではあるが、その中には国によって留保しているものがあり、組合結成の自由、若年労働の規制等途上国の一部、特にベトナムには厳しいものがある。環境に関しては、米国企業が国内で求められているものと同様の環境基準の遵守を求める声があり、さらに環境機材の“0”関税を求めることも検討されているようである。

国営企業に関しては、私企業との平等取り扱い、その行動の透明性を求めようとしており、途上国にとっては厳しいこととなろう。他方、日本、EU、中国をはじめ、対米輸出国が問題にしているアンチ・ダンピングに関しては、全く交渉する意思がないようである。

このような方向で交渉がまとまって行った場合、また「もの」の2国間交渉での米国の厳しい対応が現実化して行った場合、TPPが目指すAPEC加盟各国への拡大という意図に反して、加盟が難しい開発途上国が続出するのではないかとと思われる。中国はもちろん韓国、カンボジア、ミャンマー等の加盟は大変厳しいこととなろう。さらに、現在交渉に参加しているマレーシア、ベトナムさえ外れざるを得なくなるのではないだろうか。また、現在のTPP交渉の中身は、中国が受け入れがたいものを多く含んでおり、反発を強めて行く可能性がある。中国はそれに対抗するように、ASEANプラス3（日本、中国、韓国）による貿易協定を推進して行こうとするのではないだろうか。その際のアジア各国の対応はどうなるのであろうか。米国はASEANプラス3ないし6（プラス3にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えるという日本の提案）に対抗しようとしてTPPを提案し、米国を含むAPEC全体を1つの通商圏としようとしたその意図に反して、ASEANプラス3を推進してしまい、環太平洋経済圏を2分してしまいかねない状況になっているのではないだろうか。TPPは米国、中南米、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポールの商圏を生み出すものに過ぎなくならないだろうか。

今後のTPP交渉は、現在の参加国の状況から見て、当面米国主導の下に進められるの

ではないかと思われる。このTPPが、閉鎖的にならないよう、またブロック化の動きとまらないよう慎重な検討が求められよう。その際の可能な方式として、大胆に考えれば次のような方式となることが現実的であり、グローバルな貿易拡大につながって行くのではないかとと思われる。

1つは「もの」と「サービス」に関し、米国の主張どおり、それぞれの2国間のFTAを束ねる形を採りつつ、一定の例外を認めて行くこととしてはどうかと考える。この部分だけをWTO上の個々のFTAとして報告することが可能で、その際の例外扱い等が、個々のFTAごとに算定できることとなろう。

次に、関税・サービス分野以外についてはルールの原則を定め、各国には一定期間そこからの乖離を認める方式が考えられる。また、特に後発開発途上国（カンボジア、ミャンマー、ラオス等）には、適用例外を認めつつ、加盟国から、これらの国のルール実施努力に関する支援を盛り込むことも必要であろう。

TPP自身が、このようなフレキシブルなものとなることによって、より生かされて行くこととなろう。ただし、こうしてTPPが目指すAPEC諸国総てを対象とすることができたとしても、APEC諸国内のみの貿易促進となりかねないことを考慮すべきであろう。現在伸びて行こうとするアフリカ諸国はアジア・太平洋市場から締め出されかねない。インド、パキスタン、スリランカ等がAPECメンバーとなった場合はなおさらである。やはり、TPPの成果は現在進行中のドーハ・ラウンドを通じて、WTOに反映され、世界共通ルールとする方向を取るべきで、そのような方向を視野に入れて、WTOでも合意可能かつ現実的なものを求めて行く必要がある

う。さらに、WTOに通知された段階で速やかにその内容を加盟国間で審査し、貿易のブロック化を阻止することを考えるべきであろう。

(参考)

FTAのWTO上の取り扱い

1947年にGATTが締結された際、すでに地域的な関税協定が存在していたため、それとGATTのグローバルな性格との関係を明確化しておく必要があったことから、GATT24条の規定が設けられた。ウルグアイ・ラウンドの結果、WTOとしてサービスの分野も規定することとなり、「もの」の貿易を規定するGATTに加え、「サービス」に関するGATS（サービスの貿易に関する一般協定）が設けられた。その際、GATS5条として同じ制度が定められた。

GATT24条は、自由貿易地域の規定を設け、さらにその設定のための中間協定を妨げるものではないと規定し、いわゆるFTA協定を認めている。しかし、当事国は直ちにWTOに通告し、その情報を提供する義務があり、他の加盟国は当事国と協議し、問題があれば勧告し、当事国が従えない時は、その協定が実施できないこととなる。また、自由貿易地域は、関税その他の制限的通商規則をその地域間の「実質上のすべての貿易」(substantially all the trade)について廃止することが求められている。この「実質上」と

いう意味は必ずしも明確ではないが、全貿易の90%以上(例外10%以内)と解されている。さらに24条は、移行のための中間協定を認めており、その実施期間は10年以内と解されている。なお、承認という形を条文上必ずしも求められているわけではないと理解されている。

さらに開発途上国のFTAに関し、1971年にGATTに付加された第四部「貿易及び開発」の条項を援用される傾向にある。第四部は、当時UNCTAD(国連貿易開発会議)を中心として開発途上国が、世界貿易の拡大から取り残されると主張し、特別扱いを求めたのに応じて設けられたものである。この中で、GATT上関税の無差別適用の例外を開発途上国に向けた特惠関税として認められたものである。これに基づき、わが国を含む先進各国は、総ての開発途上国に向けて特惠関税制度を設けたが、EUはこれを活用して、旧植民地各国とロメ協定を結び、それらの国に対してのみの特惠関税を設け、先進国と開発途上国間のFTAを含む地域関税協定的なもの先例を示すこととなった。さらにGATTのこの条項を使えば、開発途上国間では、GATT24条に拘ることなくFTAの締結が可能であると解され、MERCOSUR(南米南部共同市場)、AFTA(ASEAN自由貿易協定)等の協定が締結されて行くこととなった。

(社団法人国際農林業協働協会 顧問)